

習志野市議会議長 木村孝浩殿

2016年11月21日



常岡靖夫

習志野市秋津2-1-4-506

電話

カジノ法案の廃案とボートピア習志野の廃止を求める陳情

◆カジノ法案は廃案に◆

いま開かれている臨時国会で、カジノ法案（特定複合観光施設区域整備推進法案）の審議入りををめぐって攻防が続いています。首都圏や関西の財界人に後押しされた議員連盟が、経済効果1兆4000億円などといったバラ色の未来像を掲げ、“東京オリンピックまでに”とか、“2025年の大阪万博に間に合わそう”と必死の様相ですが、11月18日現在、審議は始まっていません。

与党や事実上の与党などを合わせると、圧倒的多数を占めているにもかかわらず審議入りできない背景には、カジノに対する根強い国民の不安・疑惑があることは間違いのないでしょう。

懸念事項の第一は、カジノが刑法が禁じる賭博場だということです。最高裁の判例では、賭博は「国民の射幸心を煽り、勤労の美風を損い、国民経済の影響を及ぼす」として犯罪とされています。最近も、野球賭博で未来ある青年がそれまでの努力を無にしました。そういう賭博を大々的にやろうというのがカジノなのですから、圧倒的多数の健全な国民が拒否反応を示すのは当然です。

次は、ギャンブル依存症の問題です。

日本は、世界でも図抜けてギャンブル依存症患者の多い国です。

厚労省の補助を受けて依存症の実態調査をした研究班（代表＝樋口進・国立病院機構久里浜アルコール症センター院長）の発表（2014年8月20日）によると、ギャンブル依存症の疑いがある人は成人男性の8・8%、女性の1・8%で、全体では4・8%にのぼります。推計の患者数は、男性438万人、女性98万人

で、計536万人がギャンブル依存症を疑われるという、驚きの数値です。世界のほとんどの国が1%前後という状況ですから、日本が世界最悪のギャンブル依存症大国であることは明白です。

ギャンブル依存症患者の中で、賭博資金を得るために窃盗や横領などの違法行為に走った経験のあるものの割合は、男性で63%、女性で31%に上り、ギャンブル中毒と犯罪の密接な関係を証明しています（厚労省調べ）。自殺者も後を絶ちません。

さらに、「多重債務の被害を再び広げることになる」という指摘も重大です。ギャンブル場には銀行のATMなどが存在しており、中毒と収奪を促進する状況になっているのです。

また、世界的に見て、カジノは斜陽産業になりつつあり、アメリカでは倒産が相次いでいるうえ、新規建設も住民の反対で頓挫しているという事実も重要です。

「『カジノをつくれば大もうけができる』という推進派の幻想は、この1年間の世界の現実で完全に崩れました。カジノ産業の繁栄は、他の産業を犠牲にし、客を貧しくし、依存症をはじめとした大きなコスト（費用）を社会に強いるもので、日本の成長戦略になどなりえません。ニュージャージー州は北部にカジノ建設計画を立てたが、住民投票で否決されました。アトランティックシティではカジノが4つ潰れました。マカオでも収益は14年からほぼ半減。カジノ市場は飽和状態で過当競争に入っています」（鳥畑与一・静岡大教授）

トランプ次期大統領が創設したアトランティックシティのカジノも、14年に破産法を申請しています。

鳥畑教授は「日本にIR（統合型リゾート）をつくれば、進出した海外のカジノ資本が日本からマネーを吸い取る仕組みとなり、成長戦略にも地域振興にもなりえない」と指摘していますが、その証拠に、米国企業などでつくる「在日米国商工会議所」が公表したカジノ合法化法案の「早急な成立」を要求する「意見書」は、日本進出をねらうラスベガスなどのカジノ企業が、日本のカジノで最大限の利益を上げるため、税制上の優遇、賭博場内でのクレジット利用など、異常な要求をおこなっているのです。

最低限のギャンブル依存症対策すら取られていない現状で、世界一ひどいギャンブル依存症をさらに悪化させ、反社会的事件を促進し、一方で地域振興にも役

だたないカジノ——刑法が禁じる賭博場のカジノを認めるわけにはいきません。
国会での審議入りは即刻中止し、廃案にすることが必要です。

◆ボートピア習志野を廃止へ◆

ギャンブルと言えば、習志野市も無関係ではありません。新習志野駅南口にでんと居座った「ボートピア習志野」がそれです。10年前の2006年9月、住民の反対を押し切り開場しましたが、営業はうまくいっていないようです。売り上げの1.5%という習志野市への環境整備協力費は、当初年間3億円と言っていたが、現在は1億1846億円（2015年度）にまで下がり、経営を圧迫するからと言うことで、1.5%を1%に引き下げてほしいと言ってきているとのことです。

現下の経済状況の下で、国民生活は労働者の実質賃金が3年連続でマイナスになり、格差が広がるなど、厳しい実態が続いています。

当然のことながら、公営ギャンブルも苦戦が続いており、撤退する自治体も生まれています。「日経」2015年3月7日付は、「首都圏の自治体で公営ギャンブルから撤退する例が相次いでいる。ファンの高齢化による収益悪化が理由だ」とし、神奈川や千葉市での競輪撤退の実情を解説するとともに、競艇に関して「江戸川区で競艇を催す武蔵野市や八王子市、町田市などの9市は経費削減のため、14年度から舟券販売や警備など一切の事務を民間に委託した。しかし、民間委託を取り入れながら撤退に追い込まれた千葉市の例もあるように、舟券売り上げが伸びない限り抜本的な経営改善にはならない」と書きました。

ボートピア習志野は、上記の記事で指摘された東京都六市競艇事業組合と東京都三市収益事業組合が設置している競艇場外発売場です。全国的な公営ギャンブルの落ち込みの中でも、もっとも厳しい状況に追い込まれている施設の一つだと言っても過言ではありません。

こういう中で、ボートピア習志野は、「当館開館来、売上が苦戦している」と率直に述べ、それを打開していくためにも35000㎡以上ある駐車場を約半分の面積の立体駐車場に変え、余部土地の有効活用が不可避だとして、東京都六市競艇事業組合と東京都三市収益事業組合の名で、習志野市に協力を要請してきました。

有効活用といった場合、売却なのか、馬券・車券などの複合型場外発売所なのかは分かりませんが、文教住宅都市習志野に、これ以上のギャンブル施設を作ることは許されません。

公営ギャンブル全体が斜陽化している中、どう方策を講じても、ボートピアには未来はないでしょう。住民の声を聞き、ギャンブル施設は廃止する、ギャンブルからの収入に頼らなくて済むように、茜浜地域全体を習志野市の振興に役立つよう、市民の総意を集めて練り直すことが、いま求められていると考えます。

陳情事項

- (1) カジノ法案（カジノを中心とする統合型リゾート施設（IR）整備推進法案）の審議入りは行わず、廃案にするよう、習志野市議会の名で衆参両院議長宛に要請書を提出すること。
- (2) ギャンブル依存症の深刻な実態を国や自治体が正確に掌握し、適切な対処法を講じるよう、習志野市議会の名で政府に申し入れること。
- (3) ギャンブルに依存しない財政構造を構築するよう努力するとともに、ボートピア習志野の廃止をめざすこと。
- (4) 当面、ボートピア習志野が計画している駐車場整理計画をキチンと掌握・監督し、空いた土地に文教住宅都市習志野にふさわしくない複合型場外発売所などの施設ができないようにすること。

以上

平成 2 8 年 1 1 月 1 6 日

習志野市議会議長

木村孝浩様

建築物の高さのルールを決めて頂きたい

平成 2 8 年 1 1 月 2 2 日
5 字削除、4 字加入

J R 津田沼駅前の仲よし幼稚園跡地に高さ 1 6 1 メートルの超高層マンションの建設計画が進められています。駅前に聳え立つ千葉工大の超高層ビルよりも、さらに 6 0 メートル高い建築物が背後に建つことを想像してみてください。J R 津田沼駅前の緑の豊かな文化ホール・モリシア・~~エトワ~~や周辺の瀟洒な景観は、文教住宅都市らしい習志野市のシンボルでもあります。しかしこの不調和な建築物の出現により、その景観は一変するでしょう。事業者の説明によれば、この超高層マンションは容積率 1、1 0 0 パーセントという破格の認可を受けた合法的な建物であると言われます。その際、環境や、景観の問題はどの程度検討されたのでしょうか。

平成 2 1 年に県内 1 3 市町が県の研究会に参加し、高度地区指定に関するガイドラインが出来、市町村の権限として「建築物の最高限度を定める都市計画」の運用指針ができました。その結果、マンション紛争や、乱開発を防止するために、船橋市（平成 2 1 年）から始まり、千葉市（平成 2 5 年）、八千代市（平成 2 7）、流山市（平成 2 8 年）と新たに「建物の最高高さ制限を設ける条例」が施行されています。佐倉市や四街道市はマンション紛争など、環境問題が生じていないために検討されていないとのことです。

習志野市の場合はどうなっているのでしょうか。高さ規制を行う方向で、平成 2 3 年には 3 階以上の建物調査やアンケートを実施しました。その結果として、建築物の高さ制限について市民の 5 4 % が「何らかのルールが必要とする」と答えていました。しかしその後、検討は中止され「現状は動いていない」（都市計画課）とのことです。

上記各市の建物の最高高さ規制は並べて 2 区分で、臨海部または駅周辺 3 1 メートル、内陸部など 2 0 メートルとなっています（流山市は 4 区分）。当然のことでしょうが、施行各市ではその後、マンション紛争などは殆ど発生していないと報告されています。

仲よし跡地の超高層マンションや大久保マルエツの高層マンション問題など周辺環境との調和や、住環境の悪化など、このままでは都市マスタープランのいう「良好な住環境の保全」は困難だと思います。高さ規制だけでよいのか、容積率制限も同時に考えてみる必要があるのではないのか、などの意見もあります。「現状は動いていない」ではなく、数年の遅れを取り戻し、再稼働の態勢を取って頂きたいと思います。

（陳情事項）

先行各市の経験から学び、「建築物の高さのルール」の複数案を策定し、来年度には施行の目途を付けられるよう検討を開始するよう、市議会にて決議して頂きたい。

陳情者 竹川未喜男

習志野市袖ヶ浦 2 - 7 - 8 - 4 0 6

（ ）

平成28年11月21日

習志野市議会議長

木村孝浩様

平成28年11月28日
一字訂正

製
「官制ワーキングプア」をなくすために、公契約条例等の
本格的検討を進めて頂きたい

(陳情の趣旨)

目下建設中の新市庁舎関連工事に100億近い公的資金が投じられています。「公契約条例」適用のよいチャンスだったと考えます。しかし50年に1度の大型契約でなくとも、市財政から毎年支出される公的契約や、長期契約、または市の業務委託先の各種業務なども幅広い対象となります。遅々として進まない最低賃金制の引き上げからして、こうした公的契約業務に従事する労働者や、雇用者に対する労働条件の「改善システム」としての、「公契約条例」の検討は急務であると考えます。

「国や自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保されることを規定しているのが公契約条例です」。ワーキングプアの深刻さは、先ず最低賃金制の抜本的改善によって解決されるべきです。しかし可能な条件さえあれば、安定した雇用の確保は自治体から行動を起こすべきだと考えます。

「公共事業は地元業者優先」が叫ばれますが、その中で、地元の雇用増進や賃金水準の保全も同時に保障することが首長最大の任務です。千葉県野田市では、2010年に日本初の「公契約条例」を施行しました。当市でも、原因は様々ですが、地元事業者が倒産したり、「官制ワーキングプア」が問題となる状況がみられます。

各地の自治体が「公契約条例」を設置した動機は様々ですが、不正なダンピング入札競争の歯止め、入札方式の合理化、受注業者の下請け、孫請けで働く労働者の救済、障害者雇用や男女の賃金格差の是正など、「公契約条例」や「要綱」の具体化が経営改善の波及的効果に繋がっているようです。

(陳情事項)

雇用と労働条件の改善のため「公契約条例」の本格的な検討を進められるよう決議願いたく陳情致します。

陳情者

竹川未喜男

習志野市袖ヶ浦2-7-8-406

()



習志野市議会議長

木村孝浩殿

陸上自衛隊の南スーダンでの「駆けつけ警護」等
の中止を求める請願



紹介議員

木村 孝
谷岡 隆
央 重則
宮内 一夫



(請願項目)

南スーダンに派遣される自衛隊に「駆けつけ警護」と「宿営地の共同防衛」の新任務が新たに付与され行使されようとしています。このような新任務の付与及び行使は、憲法 9 条で定められている武力行使の禁止に抵触するものです。従いまして下記項目を国に求めるべく請願致します。

1. 自衛隊への新任務「駆けつけ警護」及び「宿営地の共同防衛」の付与を撤回すること。
1. 自衛隊の新任務の行使を実施しないこと。

(請願の趣旨)

安倍政権は昨年の通常国会で憲法違反の疑いが極めて強い安全保障関連法制を多くの国民の反対の声を無視して強引に成立させました。さらに政府は 11 月 15 日の閣議で決定した「駆けつけ警護」と「宿営地の共同防衛」の新任務を付与し、PKO の交替要員として 11 月 20 日には陸上自衛隊の第一陣が南スーダン首都ジュバに向け出発しました。

PKO 協力の「参加 5 原則」は、①紛争当事者間で停戦合意が成立②受け入れ国を含む紛争当事者の同意③中立的立場の厳守④以上の条件が満たされない場合に撤収が可能⑤武器使用は要員防護のための必要最小限に限ることとしています。

南スーダンの実態は PKO 協力法「参加 5 原則」の停戦合意の要件などを逸脱しており、自衛隊は即時撤収を迫られる情勢といえます。今年 7 月に首都ジュバでは政府軍と反政府勢力との間で大規模な戦闘があり、市民 270 名以上が死亡

し、政府軍による女性の暴行や、PKO隊員や国連職員の犠牲も伝えられています。その責任を取らされ国連PKO軍司令官は更迭され、11月11日に国連は内戦がジェノサイド【民族大虐殺】に発展するとの懸念すら表明しました。

しかし日本政府は首都ジュバの情勢は比較的落ち着いており、停戦合意などを柱とするPKO協力法5原則は崩れていないとし、衝突はあるが戦闘ではないなどと、国際社会では到底通用しないような詭弁を情勢安定の理由としています。

「駆けつけ警護」や「宿営地の共同防衛」の新たな任務は来月12日から実施されます。そうなれば自衛隊員の生命を危険にさらす一方、自衛隊員が民間人を殺傷する可能性も出てきます。不測の事態の結果、もしも子供などの市民や、自衛隊員に死傷者が出れば、取り返しのつかない事態になります。稲田防衛大臣が辞めて済むような問題ではありません。南スーダンに派遣される自衛隊にこのような新任務を付与することは憲法9条にも抵触します。

我が国は憲法9条の武力行使の禁止により、戦後71年間一貫して戦争に加わらず、人を殺し、殺されることはありませんでした。現地で教育支援活動などを行っているJICAやJVCAなどのボランティア団体は今回の派兵が却って新しいリスクを生む^なことになる^をと指摘しています。与党の中にも慎重論が次第に強まっていると報じられています。

今回の自衛隊の新任務は違憲の武力行使となる重大な懸念になることから、国^に対して、自衛隊に対する新任務を付与しないこと、さらには新任務行使の即時^{中止}を求めるものであります。

平成28年
11月22日
3分証、
撤回

2016年11月21日

請願者

清水 明子 習志野市本大久保4-10-5 ()
小嶋 昌夫 習志野市津田沼2-12-10-301
市川 武男 習志野市実籾本郷18-15
鈴木庫之助 習志野市本大久保1-10-9